南宋時代の和買絹及び折帛錢の研究 Ē

曾 我 部 靜 雄

緒 F

=; 北宋時代の和預質絹の概要

=== 折 畠 錢

뗏 和 I 綗 (以上本號)

Æ 和質網の各地に於ける情況

六 訓 秕 jį M

-L 結

ege ini

緖

言

本稿に於いて、これが如何なるものであつたかを究明せんと思ふ。

南宋時代和買絹及び折帛錢と稱する租税の一種があつて、南宋の農民をば非常に苦めたのであるが

和買絹及び折帛錢についての簡單なる説明は、經濟學辭典頁二七六三に、加藤繁博士がなして居り、

輯に於いて「五代藩鎭の舉絲絹と北朱朝の預買絹」と題して詳細なる論究をなしてゐる。 折帛錢の母體をなす北宋時代の和買絹或は預買絹特に預買絹については、 日野開三郎氏が史淵第十六 和買絹及び折

た後、 [ii] 所であるから、 せしめ、 0) せられ、 帛錢の大體を先づ説明し置かんに、農民の春季手許不如意の折、政府より錢を貸し、 部 み納入せしめ、 氏及び加藤博士と所見を異にするから、ここより先づ話を進めよう。 が折帛錢となる所からであつて、それ以前は日野氏の研究せし所であり、又研究せられんとする 絹紬を以つて償還する方法は、太宗頃より行はれ、これを和買、 折帛錢と稱した。以上が和買絹から折帛錢に至る變化の大樣であつて、私の述べんとするは 仁宗頃から貸與の金錢の代りに一部鹽を以つて充て、徽宗の朝には錢も鹽も與へずして絹 同氏の研究に譲り、ここではあまり述べないことにする。 全然租税の一種となつた。その後南宋になると一部は絹紬の代りに錢を以つて納入 預買或は和買絹、 しかし和買絹の起原につき 鑑繭の出來上つ 預買絹と称

二、北宋時代の和預買絹の概要

也 令の條には、宋朝預買紬絹、謂之和買絹、夫買而謂之和」、必兩無,虧損、上下同,欲、 李冶撰、 は後より受取るを云ふのである。和買は强買の反對で、 及び吳曾の能改齋漫録卷一によれば、 預買の預は日野氏も言はるる如く豫であり、豫め買ふ意味である。代價を前以つて支拂ひ置き物品 とある如く、 敬齋古今黈卷四には乎,價買,物曰,和買」と定義し、明の丘溶撰、大學衍義補卷二十五、市糴之 合意で正當な定價で兩者に損得なく賣買するを言ふ。翁元圻の困學紀聞注卷十九、 孔穎達の左傳正義卷二十九、昭公十六年の條に、强奪商人を説 加藤博士は合意によつて買ふと定義し、元の 而無抑配之謂

南宋時代の和買絹及び折帛錢の研究(上)

第二十三卷

第二號

二六七

第二十三卷

せらるる制度の起原については、私の知つてゐる所では五說ある。 明して、 上云、買、諸賈人、、 子產知。其非和買、故云、然也、 則是和買、 而子產謂之强奪。者、韓子以、威偪、之、其賈必賤、故商人欲、得、生 とあるのが和買の出典であると。 年代順に左に列舉しよう。 この和買絹或は預買絹と稱

ち折帛の條に、 第一は宋の章俊卿撰、 山堂考索後集卷五十四、 財賦雜賦類に見ゆる太宗淳化年間起原説である。 卽

天下承平、 紬每正為錢六百文、絹為錢八百文、朝廷於民之乏、先於春夏之交、每正給本錢一貫文、夏秋

資治通鑑長編卷四十四咸平二年五月丁酉の條の註などあり。 出 預買の條、 とは明言せぬが太宗時代に起つたと傳ふるものに、王明清の揮璧後錄卷二、 は百姓の春季手許不如意を察し、 とある如く、太宗の淳化年間は天下太平で、 一來た時輸納せしめ和買と名づけた。 東齊記事補遺 始責之輪絹、 吳曾の能改齋漫錄卷十二和買絹の條、 於是有和買之名、 (守山閣叢書本) 其後大農不足、 この時期に毎疋に一貫文(『千文)の錢を貸與し、夏秋になつて紬絹 これによれば、 紬は毎疋六百文、 始命東南郡以鹽折支。 江少炭の事實類苑卷二十一預買紬絹の條、 和買絹は淳化年間に起つたのである。 何れも范鎭の東齋記事によつたのであつ 絹は毎疋八百文の價であつた。 程大昌の演繁露續集卷二 李融 淳化年間 朝廷で の續 0

太宗時、

馬元方為三司判官、

建言、

方春民乏絕時、豫給縉錢貸之、至夏秋輪絹於官、

預買絹紬蓋始於此。

(60)

とあり。これによれば、 太宗の時馬元方なる者が三司判官となつて、その者の建言によつて預買絹紬

なる制度が出來たのである。 然るに綾資治通鑑長編卷四十四咸平二年五月丁酉の條には、

公私便之、朝廷因下其法諸道、 令預買絹, (預買絹)蓋始此。

以殿中丞鄄城馬元方權戶部判官、

從戶部使陳恕所奏也、

元方嘗建言、

方春民力乏絕、

請預給庫錢、

ځ 叉朱史卷三百一馬元方傳には

馬元方遷殿中丞、 戶部使陳恕奏爲判官、 元方言、方春民貧、請預貸庫錢、至夏秋令以絹輸官、行之、公私果便、

因下其法諸路

記事及びその外揮廳後錄などに言ふ太宗の時ではない。宋史には時日を明記してない。 長編の記事を信じ咸平二年五月説を探られてゐる。 によれば、 とあつて、長編によれば馬元方の三司判官卽ち戸部判官になつたのは、眞宗の咸平二年五月で、® 馬元方の預買絹法は太宗の時に起り、長編によれば真宗の咸平二年五月となる。 しかし私は威平二年以前即ち太宗時代とするのが 東齋記事など 日野氏は 東齋 (61)

料と断定し、 宋代筆記小説類についての史料的價値は、 妥當ではないかと思ふ。第一に考ふ可きは咸平二年說の長編、 演繁露、 他の諸書は補助的のものとして取扱ふは、少しく早計ではなからうか。 能改齊漫錄、 事實類苑等は何れも宋時代の有名なる小説類であり、 日野氏の如く何等の理由なくして長編のみ精確なる根本史 並びに太宗時代説の東齋記事以下の諸 宋代研究によく利 東齊記事、 揮廳

南宋時代の和買絹及び折帛錢の研究(上)

第二十三卷

馬元方と同様に三司判官となつた人であり、 用さるる史料である。 能改齋漫録には當以范說為是、 從つて馬元方 蓋范嘗爲是官とあつて、東齋記事の著者范鎭 の事 遺や 和買 絹のことは 當局者とし Ť 誰

H よりもよく知つてゐた筈である。 無け |平二年五月に馬元方が戸部判官になつたと認めて、 れば、 何れとも斷定が 出來ないであらう。 東齋記事等の記事が誤りで、 しかしこの際假りに一 長編並びに宋史馬元方傳 長編 の傳ふる所 歩を譲つて が正 に現は しいと見 長 編 n る可 の言 7 2 る 37 જ 頂 如 理

編 カュ 調べ んに、

五月丁酉、

以殿中丞鄄城馬元方權戶部判官、

(中略)

元方嘗建言、

方春民力乏絕、

請預給庫錢、

約至夏

Ġ

買絹

の事實を讀むに、

咸平二年五月に開始したと斷定するには不都合なる文句が所

12

1

あ

b_o

先づ長

秋令輸絹于官、 公私便之, 朝廷因下其法諸道、 **令預買絹、** (預買絹)蓋始此。

て建言 つてか らない。 とある嘗の文字である。 つたが、 この時に ら實施 咸平二年 その次に元方嘗建言とある以上は、 實行されたとも思へるし、 ئخ n 五. tc 一月以前 カコ カジ 嘗は過去を意味する文字であるから、 次に問題になつて來 に建言は したが、 咸平二年 預買絹 る。 その 長編では公私便之、 五月戸部判官就任に際して愈々採用實施されたとも 際に實行されたか、 についての建言は咸平二年五 咸平二年五月に馬元方が 朝廷因 將又咸平二年五月戶部 下其法 月以前となさ 語道、 戸部 333 判官に 判官にな ねば

つ

考へらるるが、

宋史馬元方傳は甚だ明瞭である。

方春民貧、請預貸庫錢、(中略) 行之、公私果便、因下其法諸路。

に一地方に行はれ、その成績によつて、その後に全國的に實施されたのである。建言と全國的の實施 つたから、因つて愈々全國的に行ふこととなり、その法を諸路に布下するに至つた。卽ち建言と同時 とあつて、これによると馬元方の建言によつて試驗的に一地方に實施してみると、公私果して便であ

買絹法は咸平二年五月以前に嘗ての時に馬元方が建言し、その際一地方で試驗的に行つてみると、公 との間には、相當の時間の隔りが存在するのである。よつて長編及び宋史の兩書を併せ考ふるに、「預

私の期待の如き成績を擧げたから、咸平二年五月彼の戸部判官に就任の機會に全國的に行ふことにな

(68)

する記事とは、 太宗時代に預買絹は始つたと言ふことや、更に進んでは山堂考索に見ゆる太宗の淳化年間に始つたと つた。」と、解釋すべきであらう。咸平二年以前と云へば直ぐ太宗時代であり、 何等の抵觸もなくなつて來る。卽ち東齋記事等の小說類に見ゆる太宗時代起原說や、 東齋記事などに見ゆる

唱ふる所であるが、その理由なきは今第一説の説明中に述べて置いた。もつとも日野氏の外にも咸平 第二は真宗の咸平二年五月起原説で、これは日野氏が長編卷四十四咸平二年五月丁酉の條によつて

長編、宋史に見ゆる起原説は、

山堂考索に見ゆる太宗淳化年間起原説に包含すべきものと思ふ。

説を唱ふるものあり。 大中日、(前略) 蓋自成平馬元方建言、於春預支本錢濟其乏絕、 朱史列傳卷百五十二、林大中傳に、

南宋時代の和買制及び折帛錢の研究(上)

第二號

至夏秋使之翰納

とある如く、咸平と言つてゐるが、馬元方の建言は咸平に非ざることは上述の如し。

第三は眞宗の大中祥符初年起原説で、宋の釋文瑩の玉壼清話卷八、王闢之の澠水燕談錄卷九、

類苑卷二十一和買絹の條、 文獻通考卷二十市糴の條、 寳慶四明志卷五夏稅の條等に見ゆ。

於歲首給之、 謂之和買絹、或曰預買、始於旭也。(澠水燕談錄による) 王旭知潁州、 因歲飢出庫錢貸民、約蠶熟一千輸一飜、其後李士衡行之陝西、民以爲便、今行於天下、

大中祥符初とは山堂考索後集卷五十四によれば、大中祥符元年のことであり、其後李士衡行之陜西の

其後とは宋史食貨志布帛の條によれば、大中祥符三年のことである。 を舉げ得たので全國的に行ひ、和買絹或は預買絹と稱した。こは王旭を以つて開祖とするのであ る節一千文につき一縑を納めしめた。後三年に河北轉運使の李士衡がこの法を陝西地方に行ひ、② の知州たる王旭が、その年饑饉なるによつて官庫の錢を出して州民に貸與し、 即ち真宗の大中祥符元年頃潁 繭 の出 一派た 效果 州

又有所謂和買絹者、 大中祥符九年、 內容災、 發纖下三司、 預市網網、 是時青齊間、 絹直八百、 綢六百 官給錢、

李心傳の建炎以來朝野雜記甲集卷十四、

東南折帛錢の條に、

第四は眞宗の大中祥符九年說で、

率增二百、 民甚便之、自後稍行之四方。

を預め百姓より買はしめ、これが起りとなつてその後稍々四方に行ふやうになつたとするものである。 とあつて、 大中祥符九年天子の金銀 「絹紬を職せる内帑が火災に遭つたので、 **絽銭を三司に下して繝絹**

64)

第五は仁宗の景祐初年説で、 宋の王明清の揮麈前録卷四に、

繇此當路薦之、 越之瀟山人、 景祐初為縣令、會歲歉、絲每家支錢一千以濟之、期以明年夏輸絹壹匹、邑人大受其惠、 蓋是時一練售價不逾其數爾、 仕止郎曹與州而已、 范文正公為作墓誌、 具載其事、

做其法施之天下、 號為和買

石 とあつて浙江省會稽の人王絲なる者が縣令となつた時、 の倣 ふ所となつたとするものである。 和買絹法を實施し、 これが起原となつて王安

和買 以 上五説を列舉したが、この外に加藤繁博士の真宗時代説がある。 の條に、「 「創始者並に初めて施行された年月及び土地に就いては様々に傳へられ、いづれを誠とも 同博士は經濟學際典頁二七六三、

定めか

ね

るが、

要するに真宗の時の事と見てよいやうである。」と、述べられてゐる。

るにかく諸説があり、何れも相當の理由を有つてゐる以上は、普通一番年代の古いものほど起原說とし ねばならない。 ての價値の大を認めなければならない。この場合、 の咸平二年五月說、 と言ひ預買絹と言ふかについて次に一言せん。このことについては旣に長編及び揮鹽後錄中に說明 然らば何故に同 大中祥符初年說、 一のものに對して、 大中祥符九年説の何れかを遵奉されてゐると認めてよい。 かくの如くその起原に異説を生んだか、 太宗淳化年間起原説を以つて最初たるものとなさ 叉和 買絹 カジ

(65)

博士も真宗時

ある。

長編卷四十四、

咸平二年五月丁酉の條の註に、

南宋時代の和買絹及び折帛錢の研究(上)

蓋馬元方任三司、 質創此議 鲢 布其法于諸道、 有卽奉行者、 亦有未即奉行 者、 及李士衡 在河 北 復以爲請、

于河北、然諸道亦未遍行、至至。

にては最初 とあ の嚆矢の如 て、 この實行 つて、 馬元方の カコ くに傳へられ も知れ せざりし地方にその後になつて初めて實施した場合、 ねが、 預買絹法を諸道に . る。 全國的に言ふと最初とは言へない。 例へば李士衡 發布したが、 一の河北に於いて行つた場合の如し。 直ちに實行する者もあり、 又揮麈後錄 これを以つて預買絹 卷二に、 しか 又實行 せぬ者も n 法 はその 和買 地方 (絹法 あつ

王明清前 錄載、 和買起于王絲、 後閥范蜀公東齋記事云、 太宗時、 馬元方為三司判官、 建言、 方春民乏絕時、 預給

至熙寧新法、乃施之天下、示為準則。

官錢貸之、至夏秋令輸絹於官、

和買紬絹蓋始於此、

然在昔止是一時權宜,

措置於一歲之間、

或行於

郡邑而已、

ここに生るるに至つたのである。 され 行したり、 とあつて、 iz ので これを以つて宋代和買絹法、 齊に實施され Ď 叉一 和買絹法は一時の便宜のために、 ると。 郡邑にのみ行ふものであつた。 つまる所和買絹法、 なかつたので、 かく諸種の起原説があるから、 預買絹法の起原であるか その後に今迄實施されなか 預買絹法は太宗の淳化年間 王安石の熙寧新法以前は、 それが熙寧新法に至つて、 の如く思は 内容が同一なるにも拘らず、 に既に起つたのであ つた地方でこの法を初 臨時法として只少時日の間施 'n 初めて完全に全國的 從つて諸種 3 の起 か めて實施 或 原說 全國 に施 る起 的 行

稱 ひ置き、そこに何等國家の利益を目論まなかつたものが、新法實施によつて和買錢に對しても、 分けて貸與することになつた。その後神宗時代になると、王安石の新法によつて和買絹の内容が今迄 原説では預買絹と言ひ、 とは異つて來た。卽ち今迄は農民の恁を敷はんとして、秋納むる所の紬絹に對し、 廷は多大の國費を要し、 が . 出來た次第である。 ここに改めて和買絹に對しては、 或説では和買絹法と稱し、ここに同一法に對し、 仁宗の實元元年、 西夏の李元昊が叛旗を飜してから、 價額を十として、 預買絹法、 七分の鹽と三分の錢とに これが鎮撫策に宋の朝 春早く代價を支排 和買絹法の兩名

るが、 反對の史料さへ見出し得る。 に對しては今迄も五分よりは低い率であるが、多少の利息は附せられてゐたであらうと推測され (五割)の利息を附することになつた。青苗錢の二分の利息よりも甚だ高率である。 和買・預買絹法を傳ふる記事中、 卽ち交獻通考卷二十、 熙寧新法以前に利息を課した記事は私は發見し得ず、 市糴考の神宗熙寧三年の條に、 目野氏は、 和買錢 てゐ

(67

貿易之息、至於和買、 匹 其後匹絹令輸錢一千五百、 王介市秉政、專以取息爲富國之務、然青苗則春散秋斂、是以有赊貸之息、市易則買賤賣貴、 則官以錢買民之紬絹而已、 是假和買紬絹之名、 息錢惡從出 配以錢而取其五分之息、 蓋當時言 利小人 如王废廉雅、 如明道所言、 可見其刻又甚於青苗矣。 以千錢 配民課絹

取らなかつたものである。 この文中に 和買は官以、錢買」民之紬絹」而已、 それを王安石によつて五割の息錢が附せらるることになつた。更に徽宗の 息錢惡從出、 とある如く、 息銭をそれまでは

南朱時代の和質絹及び折帛錢の研究(上)

ら一種の税と化し、後更に三分の錢も與へずして絹のみを納めしめ、朱室の南渡後は、 錢のみを給することとなり、而も十の絹の納入は依然として課せられたのであるから、 崇寧三年になると、 鹽法の改正があつた結果、 七分の鹽をそれまでは給してゐたのを罷めて、 ここに折帛錢が生れた。 全然この時 部は納入す 三分の

= 折 帛 錢

べ

き絹は現鏡に挽へて、

即ち折變して納入せしむることとなり、

建炎以來朝野雜記甲集卷十四、③ 東南折帛銭の條に、

建炎三年、

三月壬辰、

朱藏一(朱勝非)爲相、 苗劉作風、 兩浙轉運副使王琮言、 許之、東南折吊錢、 本路上供和買綢絹、 蓋自此始。 每歲為一百七十餘萬匹、

むることになつた。これが南宋折帛錢の起りであり、 和買繝絹一百七十餘萬匹をば、この時から一匹二千文(二貫文、二緡)の割に現錢に折變して納入せし とあつて南宋の高宗建炎三年三月に、兩浙路の轉運副使王琮の建言により、兩浙路の毎年上供すべき 順次兩浙路以外の各路に及ぼされた。建炎以來

と見え、紹興二年秦檜が宰相たるの時、 紹與二年、 秦檜爲相、呂元直督軍於外、 戸部請、 戸部の請によつて、 諸路上供絲吊、 諸路より上供する絲帛は、 並华折錢如兩浙例、又許之。

半分は錢に變

て納入せしむることになつた。これ諸路に及ぼされた折帛錢の始めであるが、尚ほ詳しくは建炎以

朝野雑記甲集卷十四東南折帛錢の條に、

乞令民戶每

死 415 ·要錄 卷 Ŧī. -[-四 紹 興 年 Ħ. 月 H H 0) 條 1= 見 W o

部 請 諸 路 1-供 総制 並 42 折 錢 三千、 如 闸 浙 例 是時 江 浙 湖 北 业 路 歲額 綢 -[-九萬 洭 淮浙 福東 衣路 八上 千供八

浙西

五供 萬二萬 淮 福淮 衣萬五六 兴 湖江 北東 J- J-一供九萬八 夔野 上淮 一供三百品福衣二品 一萬七千、 有江 奇西 ٥Ţ 江 四 Ш 赝 湖南 肿 浙 絹二百 ئا---一萬疋、 制浙 四東 十上

淮萬福六 上 供 萬 五 疋激 此、皆不隸戸部。 破質絹三十三萬 太子、 Ŧ 三淮 一萬九衣 油 天西 九千、天中、 申人 東④ 川 中大禮萬六八禮三千七 兩 大潤八十、天中 浙 百首 湖 南 千大禮 **夔路上供二萬二千、** 湖南天中大禮四百、 綾羅 江西上供三十二版八千、浙西上 絁 -1: 萬疋、 十萬子 浙東 天中大禮七千、廣東天中大禮 五千、淮福衣六宫三十八萬一千、 東川 不四千六百、b 河綾二萬六千 公六萬七千、 十、 淮福衣-皆有态 ١pu 利路天中、 有 奇 浙 亚 **婺州羅** 中大禮八千三 天中大禮八千、天十三萬八千、天 二百八 一頁、四川工人體六千五 湖西 南川 以上四路馬人中大體八千 施七 三千。八 宣百 撫 百 背下 司西 | 微三路 有 成都 **冷江 昭剛三十萬** 中大禮萬三 府錦 淮上 東供 天四 綺 111-1-T 大禮四千 疋千 八 日 又東 科川 餘

[段、皆有奇、汪淮閩廣荆湖折吊錢、蓋自此始。

って $\hat{\sigma}$ 华 數 他 は 現錢 Ó 紬 綾 12 等 折 は 變 Ū 自 7 か Ġ 納 入す 折 縋 るこ $\overline{\sigma}$ 價 8 ع Ų 13 る で る あ 0) らう。 で あ る 毎 かゞ 匹 ` 何 干 匹三千 支に 折 交に 寸 る 折 納 0) は す る 兩 0 は 浙 絹 1 折 1 帛 っ 鏠 い 7 0)

Ċ

Ď

n

n

j

n

ば

當

店

Ó

兩

浙

江

淮

閩

廣

荆

湖

北

方

V)

絹

紬

綾

羅

絶

錦

締

0)

1-

供

額

梦

纫

6

n

る

0

ル

出 水 詔 7 間 江. 5 浙 な 諸 < 路 决 <u>|</u>-供 つた 紬 絹 ż 0 42 0 护⑤ 見網三 如 Ž, 干 建 ٠, 炎以 彻 易 來 溥巡 繫年 齌 赴 行 要錄 在 窓 四 -尝 紹 製元 年 JU 月 \pm 午 Ó 條に、

あ る 0 $\dot{\phi}$ 同 書 彩 四 十八、 紹 興元 年 亢 月丁 亥 O) 條 1

٤

南

朱

114

化

0

和買

網

及

Ü

折

H

銭の

Ñ.

6%(上

第二十三卷

第

號

-6

約 韶 折 誻 脖 路 誻 折 路 畠 絹 錢 直 縋 阼 毎: 干、 定三千 所 `` 折 虚高下 高 民 ネ 14 心倍費, 等 岩 故言 槪 | 者以 五. 定、 繑 請 有 膨 云 公 私 自 來 年 令 誻 路 漕 司 各 估 質 直 H 省

排

年に始 叉江 方 に折して上 來ても夏税 全然同一である。 而 帛 諸 0) なる夏税は絹 とあるなど、 Ó 折 地 B をば半分現錢に折したのであつて、 如兩 一淮閩 折帛銭と云ふ 方にて開 帛錢は、 浙諸路上供紬絹、半折見緡三千、 めら 廣 浙例、 荆 納せしむることとなつた。 の上供絹はあつた。 tz 兩浙 大體 湖 紬 始されたる折帛銭は、 霊を上 地 る折帛銭は、 とある兩浙 のは、 地方の 絹 方の折帛銭は、 兩浙地方にては、 一納するのであり、 一匹三千文が標準であつたやうである。ここに注意すべきは、 和買折帛錢とは少しくその内容を異にしてゐるのである。 和買絹の全部と夏税絹の宇分をば現鏡に換へて納入せしを稱し の例は、 和買絹 それをば建炎以來紫年要錄卷四十三によれば、 兩浙 建炎三年に既に和買絹をば折帛錢となしたのであるが、 建炎三年の和買絹を折したる例ではなくて、 諸路上供絲帛、 をば錢に換へて納入したのであるが、 新しく夏税折帛錢が生れたのである。 建炎三年の兩浙路 地方の夏税絹紬の半分をば現錢に換へて上 和買絹とは別に絹 仍易輕濟赴行 在 並半折錢三千、 紬 とあ の如く和買絹をば現錢に折したのとは異 を上納するのであるから、 る例を指したのであらう。 如兩浙 例 紹興二年に江 即ち紹興元年頃の雨浙 半分は一匹三千文の とある如く、 紹興元年四月壬午の 納する制 兩浙 江淮 和買折帛 たのであ **國廣荆湖** 兩 淮閩廣荆 地 者 方で 度に倣つた 上供 兩稅 の内容は 建 錢 逃方 が 炎三 <u>の</u> の絲 湖 價 出 地 0

ので

あ

る

カコ

Ġ

その

本體は原則としてこの地方の夏税絹紬と見なけ

ればならない。

ただ江南東

路

江

南西

路の兩路は兩浙路に近い關係であらうか、

間もなく兩浙路と同様に、

和買折帛錢も夏税折帛錢

ર્ક

行はれた。 建炎以來繫年要錄卷七十九、 紹與四年八月丙申の條に、

韶 江西和買絹折納錢、 每匹減作六千省、 人戶願輸正色者聽、舊洪州和買、 「其八分輸正色、二分每匹折省錢三千、

至是帥臣胡世將請、以其三分折六千省、至言。

とある如く江南西路の地に和買折帛錢のありし事實を傳へて居り、又同書卷八十一、紹興四年十月癸

巳の條には

初令江浙民悉納折帛錢、 用戶部侍郎梁汝嘉請也、 是時行都月費錢百餘萬糧、 且撥發軍馬、 財無所從出、 故令民輪

委漕臣一員、計綱起發赴行在。

紬全折、

輸吊者牛折見錢、

每匹五千二百省、

折帛錢自此益重、

汝嘉等又請、

江浙絲並折見錢,

綿半折錢、

諸路各

ると、 が重くなつたと云ふ。絹一匹は初めは三千文に折變したのであるが、 も和買絹も悉く現錢に折變して卽ち折帛錢として納入せしめた。折帛錢はこの頃から段々と課する額 としても軍費なく、 朱會要稿、食貨卷七十賦稅雜錄、紹興二年七月十八日の條に、 南宋の首都臨安の中央政府では、この頃毎月百餘萬緡からの經費を要し、 よつてここに戸部侍郎梁汝嘉の奏請に從つて、 兩江、 その後如何に變遷したかを調 兩浙地方の民をして夏税絹 軍馬を撥發せん

絹遂至五貫文足、一匹綿增至六百文足、宝宝。 江南西路安撫大使兼知洪州李光言、 前當具奏、 江西路人戶、惟以納和買及夏稅本色為重賦、今州縣催納一年本色

南宋時代の和買絹及び折串錢の研究(上)

第二十三卷

第二號

第二十三卷

とある如く、絹一匹を五千文足に、綿は六百文足に折變して居り、又先きに掲げた建炎以來繫年要錄

卷七十九、 紹與四年八月丙申の條には、

世將請、以其三分折六千省、又言、絹直踊貴、請每匹增爲五千足、戶部定爲六千、等等。 韶、江西和買絹折納錢、 每匹減作六千省、(中略) 舊洪州和買、其八分輪正色、二分每匹折省錢三千、至是帥臣胡

とあつて、この頃から江西の和買折帛錢は、六千文省となり、同書卷八十一、紹興四年十月癸巳、初

令江浙民悉納折帛錢、の所では毎匹五千二百省とあつて、兩江、 雨淅地方の折帛錢は一匹五千二百文

省となり、又同書卷百二十七、紹興九年三月戊子の條には

買 論之。 其質白著,其後戶部又令折錢每匹為十千,或八千,比歲絹直稍平,而折錢不減,汪浙之民深以為患, 故祖信

殿中侍御史謝祖信言,和預買爲今日民間之病,有司從而變爲折帛錢,(中略) 軍與以來, 官中無本可俵,名爲預

足鏡か不明であるが多分これは省銭を示してゐるのであらう。 とあつて、 紹興九年頃には一匹をば一萬文、或は八千文に折變してゐた。十千、八千とあつて省錢 しかる當時は實際の絹 の價は、 折帛錢

の評價以下であり、 兩江、 兩浙地方の民は不當な評價のもとに重い折帛錢を納め、 非常に苦んだので

朱會要稿食貨卷七十、賦稅雑錄には、 あつた。

組絹、 竊處民戶難於出辨、 紹與十七年、九月二十六日、尚書省言、江浙州軍見輸納折帛錢、舊立價錢、比之時價稍高、乘逐路土產物帛不一、 每匹並減作六貫文、 乃韶, 綿每兩減作三百文、 兩浙紬絹、 每匹減作七貫文、內和買減作六貫五百文、 自紹與十八年爲始、 仍韶、 令逐路轉運司酌度州軍出產多寡, 綿每兩減作四百文、江南東西路 均撥

とあつて、 紹與十七年頃兩浙、 兩江の折帛銭は、 絹紬は各七千文、六千文に、 綿は四百文、三百文に

務令均被實惠、

仍具數以聞。

減折せられしを傳へ、 同書、 同卷、 同録の紹興二十六年、八月二十四日の條には、

皆稱是、 上宣論制臣日、 去歲裕民所蠲減價直、不過一千而已、 前日景箎上殿論、 川中折吊錢太重、 更須量予減損、 絹一匹之直、私下不及五千、 而官估則取十千、 他物之估、。率

紹興二十六年頃の四川地方の折帛錢は、 一萬文、九千文なりしを傳へ、 孝宗の乾道元年七

月二十四日の條には

臣僚言、 諸路州縣輸納夏稅、令人戶納折帛錢六貫五百、 却造人於出產處、收買輕絹、 每匹不過兩貫五百、 起作上

供、支散軍兵、寶為公私之害、至五。

たのであつた。又乾道三年正月二十五日の條には、 不當の價額査定をなし、 とある如く、 乾道元年頃は六千五百文であり、 必要な絹敷はかくて安く購入し、 而も當時の市價は二千五百文で、官では四千文も高き 差額の一匹につき四千文は政府の收入とし

南朱時代の和買絹及び折帛錢の研究(上)

第二十三卷

第二號

二八二

太府少卿魯訔言、 折料折吊、 國家之所不得已也、吏緣爲姦、(中略) 准絹寫匹八貫有奇、

錢缺乏より、 政が紊亂するを考へる時、 とあつて、この頃は一匹八千餘文にて折納せしめてゐた。 諸例は何れる高宗、 現物納入の絹綿までも現錢に折して納入せしめた結果、 孝宗時代のもので、 その税率は益々大となるを想像し得るであらう。このやうに財政不如意現 それ以後の税率は知り得ないが、 以上諸例を舉げて折帛錢の税率をば説明し 政府は現錢を多額に集め得たで 南宋は時代が降る程財

如く安價に絹綿等を買入れて差額を利すると共に、 あらうが、 絹綿等の諸物品はそれだけ缺乏を來すわけで、 現物を支給すべき者に對しては、 この缺乏に對しては、 政府は先きに述べし 現銭を以つてそ

の代りに當てた。 建炎以來繫年要錄卷五十八、紹興二年九月甲子の條に、

自今應賜吊者、自禁中及二府中丞北使並軍功捕盜收茶鹽錢及數外、

每匹令戶部折支錢三千。

とあるのや、 同書卷百四十五、 紹與十二年四月丙戌の條に、

不败、 戸部請、 故戸部以爲請 自今賜吊、 除禁中至收茶鹽錢及數外、 得旨支正色者、每匹折錢四千、 時行在歲用絹百六十萬餘匹、

と見ゆ。 而してこれ等折帛錢の納入期は、 建炎以來繫年要錄卷六十六、紹與三年六月丙申の條に、

と見ゆる所によつて考ふるに、 詔 江浙諸州絲吊及折吊錢、 並以七月中旬到行在、 各地共夏税納入期と同様に五月初めから七月中旬にかけてであつたで 有不足者、 守斌並行竄黜、 用戶部請也。

四、和買鍋

歸 に復歸 秦檜の出現によつて、 る所であるが、 した。 和買絹が南朱になつて一部が折帛錢となつたことは、 したので、 朱曾要稿食貨卷六十四、折帛錢の項にある秘書郎孫逢吉の言に、 それ以上に現錢を欲したるが故に、 和買絹も亦以前の制度卽ち折帛錢ではなく矢張絹を以つて納入する制度に一部分復 金とは紹興十一年和議が成立し、 絹の代りに現錢を納入せしめたのである。 上述の如くである。 國家の豫算も從つて戰時形態から平常の狀態 朝廷としては、 絹も欲す しかし

與之初、 和買為民間白著之賦、 和議旣定、 絹價暴增、 物吊稍暖、 匹至十貫、高宗念下戶重困、 又令翰納者以八分折鈔、翰絹者以三分折錢、餘翰本色、 雖正月給散本錢之法尚載令中、 乃令上戶輸絹、 而人戶鈔旁亦有見錢請給之文、然上下皆知其爲文具也、 下戶輸錢、於是有折帛之名、 遂為定制、朝廷以經費之故、 匹折六貫或七貫 гþ

損、

州縣又於此外苛取、

民力安得不重困哉。

たのは、 折帛銭にしたのは、 七千文の割に折換して現錢を納入せしめ、以つて下等戸の苦痛を救うたのであるとあるが、 と見ゆ。 絹價が暴騰して一匹が一萬文にもなつたから、上等戶には絹を、 この上言は孝宗の乾道四年頃になされたものであつて、この上言には和買絹を折帛錢になし **寧ろ下等戸の救濟に非ずして、政府の現銭缺乏の救濟にあつたことは、** 下等月には一匹六千文或は 旣に述べ 和買絹を

第二十三卷 第二號 二八三

南宋時代の和質網及び折帛銭の研究(上)

た通 りである。 秦檜の和議 かゞ 成立して、財政も平常化すると、ここに紬は十分の中八分は交鈔で殘

出來 分は 復歸 現 物 即ち紹 步 0 χŽ 細で納入せし 部分は折帛錢として依然殘ることになつた。これより以後南朱を通じて和買絹 心與十一 年の め 金との 絹 は十分の中三分は現錢で残りの 和議成立後に、 和買絹はその本來の制度に全部では 七分は現物の絹で納入せしむ T Ū カゞ と折 幾分 る 制 帛 復歸

0) 理 由も忘れられて財政窮乏を告げ 人民は二重、 三重の重税 を課せらるる結果となつたであらう。 ると、 十分の 折帛錢を取 りながらその上に更に和 南宋 の和 買絹も勿論 買 絹 も課 するこ 價

は

兩

々相

存するので

あ

3

か、

兩者

の比率は最初

の制定の如く守らるる筈なく、

何時

Ľ

かこの

制

度制

定

支排 與府和買狀、 はない義務的 徐夢挲 0 租税であつた。 の三朝北盟會編卷百 宋會要稿食貨三十八、 一には、 和市の項、 及び朱子文集を十八、 奏均減紹

數 高宗建炎元年、 甚者直至受納、 五月一 **未支本錢、** E 赦、 不選條限、 和預買法本支實價、 前期起催急於星火、 訪問、 官司立價甚低、 自今有前項遠戾、 或高擡 守令並轉運司 他物價直準折、 並以遠制論 或以無實虛券充 加二

华 仍委提刑司覺察、 每歲於限 後一 月内、 具有無違戾聞奏、 不以質問、 與同 罪

とあつて、 賦稅 和雇之弊則不償其錢、 こは 雜 鍅 1 南 見 宋 W 初 る建炎三年五 0 有様で 調之白作、 å 3 が、 月二十九日の臣寮言。州縣十弊の中に、 とあるが如きである。 未支一本銭が普通のことであつたであらう。 又建炎以來繫年要錄卷六十九、 和買之弊則不酬 宋曾要稿食貨卷 其 紹與三 謂之

年十月庚寅の條や、宋會要稿食貨三十八、和市の項には、

是下轉運常平司議、 初魏矼在考功建言、 州縣和預買絹,多不給本錢,乞就折民間應納役錢之數、使官無受給之弊、民無請納之勞、 已而兩浙轉運司言、本路歲用和買本錢七十三萬餘縉、委是無可挪撥、而常平司言、役錢旣充

和買、則役人無以給之、其議遂止。(紫作要録による)

とあつて、 和買錢の支給せざる事實を述べ、民の納むべき免役錢助役錢を以つて代用流通せんと願つ

たが轉運司、常平司の反對に遭つて實行されなかつた。南朱中頃の人なる薬適の文集「水心先生集」卷

四財總論第二に、

少、 税為常賦也、豈惟使經用有不足於二稅之內而復有所求哉、經用不足、則大正其名質可也、 何謂和買之患、經總制錢之為患也、自州縣而後至於民、民猶怨州縣而後及於朝廷、和買則正取之民而已、國以二 民有以乏錢而須賣、 官有以先期而便民、 今也舉告日和買之數委之於民、使與夏稅並輸 承平以前、 和買之患尚

(77.)

あるが、 とあつて和買は全く正著、 然らば南宋時代には何を標準にして賦課したか、これをば次に調べん。 正取のもので、代價は一文も支拂はれぬものであつた。 かく全くの租税で

市 初 の項、 和買絹 めは專ら物力卽ち物を生產する力、家產の價値を對象として課せられた。朱曾要稿食貨三十八、和 紹興三十一年正月十八日の都省の上言中に、以物力錢數,均敷とあり。 の課税方法は、 別項に於いて詳論するが、この項を完結せんがために原則を述べ置かんに、 又同書食貨七〇、赋稅

第二十三卷 第二號 二八五

南宋時代の和買絹及び折帛錢の研究(上)

は 雑錄、 る標準になる物力は、田畝物力と浮財物力とを併せたものが普通の場合であつた。朱會要稿食貨三八、 兩 種 あつて、 紹與三十二年十一月十四日、 田畝によるものは田畝物力と言ひ、 給事中金安節等の言にも、以物力科敷、事體均一とあり。 その他によるものは浮財物力と言ふ。 和買を課す 物力に

遂令州縣將官戶寺觀與編民、 41 正言程叔達言、 方今民間輸納稅賦、 物力每貫每百、 惟和買最為流弊之極、(中略) 隨數均敷、 是亦務於均平之意也、然臣訪聞、 故前此論者欲分其數均而平之、戶部措置、 州縣間固有用田產稅錢

和市

の項、

乾道元年五月十二日の條に、

とあるのや、水心先生集卷四、財總論第二には、

例均科者、亦有用浮財物力兩項均科者、既已不同矣、

而於兩項物力均科之數又自不一、至五。

何謂和買之患、(中略)今也舉昔日和買之數、委之於民、使與夏稅並輸、民自家力錢之外、浮財營運生庄之具、 一旦若此者、上下皆明和其不義、獨困於無策而莫之敢蠲耳。 恋

とあるが如し。後になると種々變化する。 而も税率はこれ亦場所及び時代によつて異る。宋會要稿食

貨三八、和市の項、乾道元年五月十二日、 右正言程叔達の上言中に、

(上略) 賈以上、方始均敷、其參差不齊如此、他郡可知。 而於兩項物力均科之數、叉自不一、且以臨安言之、謂如新城則十貫以上、富陽則十三貫以上、臨安則二十

とある如く、 新城では物力十貫文(一萬文)以上、富陽では十三貫文以上、臨安では二十貫文以上に對

して初めて課せられた。 同書食貨七〇、 賦税の項、 孝宗淳熈十六年四月十五日詔の中に、

有奇, 先是守臣王希吕奏對、 立法之初、 固偏重, 兩浙路共管和買五十二萬七千六百五十四匹有奇、 而元科則例、 自物力三十八千(貫)五百以上爲上四等、 而紹與一 合科和買、 州獨當一十四萬六千九百三十匹 三十八千五百以下寫

下五等発科、音乐。

れてゐた。 百文以上を上四等級に區分してこれに和買絹を課し、三十八貫五百文以下は下等戸として和買絹 とあつて、宋代農村は主戸を五等級に區分してゐるが、 然るに同書同項同年五月一 日の詔には、 南宋の初期には紹興方面では物力三十八貫五 は発

自七貫以上物力均敷、其不及七貫者、且與寬発、故有是命。 臨安府餘杭縣和買、 自今以七貫以上至十八貫、 科絹一匹、 以本路提舉張體仁言、餘杭比京畿所科倍重、

とある如く、 餘杭縣方面の和買絹税率は太だしく高いものであつた。又同書同項同月二十四日戸部の

干、 廣德軍奏、 少者六千有餘亦數及一匹、至三。 江東路州軍、 以物力科敷預買、 有百餘千敷及一匹、 有七八十千敷及一匹者、 獨本軍兩縣、

南宋の彭龜年撰止堂集卷六、 とあつて、廣德軍と江東路の諸州軍とでは、 議紹與和買疏には 和買絹の税率が太だ異つてゐたるを傳へてゐる。その外

南宋時代の和買網及び折帛銭の研究(上

欲 展 (79)

第二十三卷

とあり。紹興十二年李椿年の願により、田土の整理、賦稅の均平を目的として土地の「さかひ」を劃定 臣聞、經界之初、紹與和買、鄉村物力三十二貫科一匹、今則十七貫三百五文科一匹、此皆上戶走為下戶之蜂。

する經界法が實施された。このことについては詳しくは他誌に論ずることになつてゐるが、この經界 法の實施された頃は三十二貫に一匹となり、この上疏のなされし光宗の紹熙年間と思はれる頃には、⑮

物力十七貫三百五文に一匹となつた。このやうに課税率は時代により所によつて異るのである。 なるのは為政者の和買絹に對する増收を常に圖り課税の標準率を低くしてより多くの人よりより多く かく

下せしめなければならなかつたのであらう。寧宗より理宗時代にかけての人なる王邁の臞軒集卷一、 の和買絹をば得んとした結果でもあらうが、一方人民は賦課の苦痛より免れんとして課税率の標準と なる物力の低下を企圖し、次第々々に物力を低下せしむるから、和買絹の課税率も亦それに從つて低

丁丑廷對策には、

兩浙和買之絹、

言に、

と見えてい 敷量の増加を言ひ、朱會要稿食貨三八、和市の項、紹興二十六年閏十月十三日、

昔數五端、今增而爲十、民之逃亡求避者、十室而五六焉、

此兩浙之民可念也。

謂如今年著一匹、 和預買、隨正稅絹均科、 明年著一匹一尺,叉次年着一匹一尺五寸之類,其逐年上供之額、元不會添、正是鄉司取受、將 **諸郡多寡不同、其和買多於正稅額至一倍去處、近年又隸鄉司走移人戶家業、每年增添、**

(80)

とあつて、上戸、公吏などの賦課の輕減を計ることによつて、それだけ他の民戸に增添さるるを言ひ、

同書、

食貨六四、

折帛錢の項、

七〇賦税の項嘉定十一年五月二日、

臣僚の言に、

四百九十貫有奇,邑吏縱欲以所虧稅錢十貫均於民戶,亦止合照前年所敷之數催理,令乃增敷九百五十五匹,愈 以崇德一郷最小者言之、嘉定九年、分稅額元管五百貫文有奇、敷和買絹九百三十餘匹、去年造簿、 錢百文、 七尺五寸六分、又且見寸收尺、謂之合零就整、逮至去年、復於所敷頓增三寸、總一邑之爲絹、 一十五匹、舉此一郷其他可知、 合敷和買六尺四寸八分有奇、胥吏爲姦、 延袤近二百里、上下各一十郷、 1K1K0 經界之初、 歲歲增益、然猶止以計不使及寸、 稅錢額管八千六百四十二貫五百有奇、 積歲已久, 一千二百餘匹、 至嘉定九年、 從經界條例、 本鄉稅錢止管 計多 **邃及**

物力を低下するから、已むを得ず課稅基準率を引下げることになる。物力上等の戸が、 從つて今迄免れてゐた物力の低い階級にまで及ぼす必要があり、その上又課稅を免れんとして故意に 物力低下を圖つたか、次に述べよう。先づ彭龜年の止堂集卷六、議紹與和買疏に現はれた所では、 とあつて、 鄱陽地方の例を採つても如何に増加したかが推測出來やう。このやうに增稅されるから、 如何様にして

屿平而不正,何謂究實之說正大而易敝,臣聞,經界之初、紹與和買、郷村物力三十二貫科一匹、今則十七貫三百

第二十三卷

第二號

今日士大夫論紹與和買、不過二說、欲究實上四等詭名者、其說正大而易做,均科及下五等小戶者、

南宋時代の和買絹及び折帛錢の研究(上)

H.

五文科一匹、此皆上戶走爲下戶之弊、岩核實詭戶、歸之上戶、則物力自寬、 和買自輕、云云。

き改め、以つて戸等の低下を圖つたるが故に、從つて和買賦課基準額も從つて低下せざるを得ない理 とあつて、 和買を課せられてゐる第四等戶以上の上等戶が、詭名卽ち己が資產物力をば他人名義に書

由を述べてあり、又南朱の人韓元吉の南澗甲乙稿卷九論田畝敷和買狀には

本縣自四十貫文物力起敷和買、豪猾肆舒、多立詭名、並以四十貫文以下立戶、不

用科役

據簽州蘭溪縣王宗等四名狀理,

とあつて、 蘭溪縣方面でも、

とを言ひ、朱子文集では、卷十三延和奏箚五に、

臣竊見、 重、云云 浙東路和買絹、萬數浩瀚、 (中略) 人戶苦於輸納、 多立詭戶隱寄物力、 以避均敷、是致見納人戶所敷愈

とあるのや、卷十八、奏均減紹與府和買狀には、

(上略)

緣此重困、

人不能堪、

所以子戶詭名、巧爲姦弊、雖有重法、

終不能禁、云云。

を企て、以つて和買の重壓より免れんとした。又朱會要稿食貨三八、 とあつて、 物力をば他人名義になしたり、 子戸とて分家を作つて物力をば分つなどして、 和市の頃、 紹與三十一年正月十 物力の低下

八日都省の言には、

82)(

江浙和預買紬絹、 合將官戶與編民均數、務要均平、 (中略) 下戶易於輸納、 却有上戶權勢之家、計囑點更、 詭名寄

産 分析子戶、走弄物力、 以致科敷不及、 使貧民受弊無所赴恕、云云。

分析子戸によつて

免るを言ひ、

同書、

食貨七〇、

賦税の項、

淳熙十六

年七月二十八日、 戸部の言に、

とあつて、これ亦詭名客産、

兩浙運副潘景珪奏、 **今**之和買、 所在為害、蓋綠官戶及中産之家、憚於物力之多,遂乃詭名挾戶、於是第四等以上

之民、和買益繁、役次益頗、詭名挾戶、盡作第五等之家、非真第五等之戶也、至言。

とあるのや、慶元元年正月二十四日、 今諸縣見敷和買、各有等則、 其間多有詭挾隱寄之弊。 戸部侍郎袁説友の言には、

とか、 慶元四年十一月四日、 臣僚の言に、

豪宗大姓、 迺隱寄田產、 詭名挾戶、巧為避免、是致不能均一。

子戸の方法にて脱税を圖つたのである。

彼等の企圖する所は、

かかる方法で物力を

など何れも詭名、

低下して和買絹の賦課せられない第五等戸となるにあり。 止堂集卷六、 議紹與和買疏に、

今旣上四等有和買、 下五等無和買、 開之以走寄之地、安能禁百姓之不為哉。

にも真の第五等戸に非ざる上等戸が多數存在してゐた。 とある如く、 第五等戸は全くの走寄の地であり、 和買を免るる避難場所であつた。 所謂五等下戶者、 大率多詭戶也、 從つて第五等戶中 (宋會要稿食貨

第二十三卷 第二號 二九

南宋時代の和買絹及び折帛錢の研究(上)

第二十三卷 第二號

せつい と言ふ狀態であつた。 紹興府會稽縣にのみについて見るに、 朱子文集卷十八、奏均減紹與府和

所謂四等以上、 會稽 止有物力錢三十七萬九千四百六十貫六百文、 縣 凡為物力錢一 百二十六萬餘貴、 而四等以上科納和買者、 而轉入五等者、 乃至七十二萬五百餘貫、 當一百一十萬餘貫、 今來四十年, 皆緣和買之

とある如く、 重 姦猾之民、 會稽縣では四十年間に、 爭爲子戶詭名、 以避均數、 第四等戸以上の總物力錢一百十萬餘貫であつたものが、 而其淳謹畏法不敢爲者、顧乃爲之代、受所発之數、 幾再倍於其舊。

萬九千四百六十貫餘となり、 七十二萬五百餘貫と云ふものが、 和買絹 の課せられな い第五等戸に轉入

力量を低下せしむると共に、 し去つたのであつた。 か くの如く第五等戸が増加 新に第五等月にも賦課する必要に迫られた。 し上等戸が減少することとて、 宋會要稿食貨七〇、 自然と課税基準 賦 稅 の物

0

(84)

項に、

炎對、 淳熙十六年、 臣僚言、 (中略) 自凡係五等有產無丁之戶、 四月十五日、韶、 **元科則例**、 自物力三十八千五百以上爲上四等、 紹與府將第五等以下戶和買二萬五千餘匹、權住催一年、 與上四等戶、 一概均科、 合科和買、 於上四等鐲減二萬八千三百三十匹有奇、 三十八千五百以下為下五等、 (中略) 先是, 均在五等十 兖科 守臣王希吕 後因

一萬二千九十四戶、而五等下戶物力自百文以上、皆不発於和買。

とある如く、 紹興府では上等戶に課せられてゐた和買絹の中から、 二萬八千三百三十匹除をば蠲減し 南宋時代の和買絹及び折帛銭の研究(上)

第二十三卷

第二號

て、 産あつて丁なき第五等戸に新たに課し、 又止堂集卷六、 議紹與和買疏 の中に、

或者雖云江西及浙西平江等處。 和買通五等皆敷、 是偏也、 굻

は現鍰を納入する制度もあつた。 方も亦あり、 などあつて、 地方 第五等戸にも及んだ事實もあるが、 々々によつて區 々であつた。 その他地方によつては、 これも所によつてであつて、 上等戸は本色の絹 第五等戸は発除 を 下等戶 がせし地

宋會要稿食貨七〇、 賦税の項、 慶元四年十月二十八日、 權知廣德軍趙善譽の言に、

錢, 紹與間、 謂之優恤下戶、 每和買一 匹 錢與絹適年, 紐價錢五貫文省、 人戶共報, 人戶納、 未見其有異辭也、 官自買絹、 絹吊錢艱得、 近年以來、 居民蕃庶、 官不能辦、 蠶桑寢廣、 則令上戶納本色、 綿帛頗 下戶許折 絹領

錢四貫四百五十文足、比之上戶、 多用錢一貫六百五十文足、 謂之優恤下戶可乎。

匹

只直錢二貫二百文足、

並納官頭子麼費錢六百文足、

而上戶納本色如初

下戶折錢亦如初、

並頭子縻費共計

とあつて、 これは建康府についての言であるが、 折帛錢を納 めて で ねたのが、[®] 上戸には本色の絹を、

納 戸には折帛銭を納 むるより、 餘程 めさすることとなり、 利益となつた。 それにも拘らず、 その内に絹價が下落して、 下戸は依然として現鏡で、 本色の絹で納むる方が、 上戶 、は現品で納入し、 折 帛錢で

13 下戸は もあり。 益々苦 んだとあり。 建康府についての同様の記事は、 同書同項慶元五年七月十二日臣僚の言中

(85

註 (1)三司とは宋の理財の官で、鹽鐵、度支、戸部の三司を言ふ。

(3)

- (2)朱史食貨志布帛の條、及び寶慶四明志によれば、彼はこの時河北轉運使であつた。

建炎以來繫年要錄卷二十一、宋會要稿食貨折帛錢の項、文献通考卷二十市飜考、宋史卷百七十五布吊の項に、

何れも朝野雑記

- と同様のことが出てゐるが、数字は各々異つてゐる。朝野雜記の数字が一番正しいと思ふ。
- (4)宋會要稿食貨折帛錢の項にはこの次に四川廣西路布七十七萬匹の句あり。
- (5) 見絽の絽は銭の誤りならん。
- (7)(6)郷村では主戸を第一等戸より五等戸に至る五等級に分つてゐた。 省は省陌の省で一百未満の銭を百文として行用することを云ふ。正しく一百文は足銭と云ふ。加藤博士著 金銀の研究」頁四七六参照。 「唐宋時代に於ける
- (8)朱子文集卷十三、延和奏劄五にも、
- (9)朱會要稿食貨六四、折帛の項には九百四十貫とあるは誤りならん。 臣竊見、浙東路和買絹萬敷浩瀚、而紹與府獨常其半、舊例自物力三十八貫五百以上人戶均敷。
- (10)**詭名寄産については、東學雜誌卷四十七編第一號に、日野氏が「宋代の詭戸を論じて戸口問題に及ぶ」と題して詳論してゐる。**
- (11)上等戸は第四等戸以上を言ふ場合もあり、又三等戸以上を言ふ場合もあり。宋倉要稿、食貨七〇、紹熙二年七月の條に、

本府言、其第四第五等人戶、皆係下戶、云々と見ゆ。